明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

株券提出不能に対する異議申述公告

当社が、特別支配株主からの株式等売渡請求につき株券の提出を求めたところ、後記の株主から株券を提出することができない旨の申し出がありました。よって、特別支配株主がこれらの株主に対して旧株券と引換えなしで金銭等を交付することに異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年二月二十日

神奈川県川崎市川崎区駅前本町一二番地一

東日観光株式会社

代表取締役　井口　勝正

当社普通株式			
券　別	枚数	番　号	名　義　人　住　所
壱千株券	弐枚	いＣ弐十参 ろＣ参十四	有限会社秀緑苑白雲楼　静岡県伊東市湯ヶ島二八一三―一
壱千株券	壱枚	いＣ弐十九	株式会社ニュー熱川プリンスホテル　静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本一二四八―三
壱千株券	壱枚	ろＣ六十四	渡邉　勝子　千葉県茂原市鷲巣八
壱千株券	壱枚	にＣ壱百参十弐	棚橋　勝美　神奈川県相模原市中央区相模原一―一―三二
壱千株券	壱枚	にＣ壱百壱十六	元廣　悟　千葉県市原市姉崎一四三一―七

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である満田邦彦が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年二月二十日

東京都港区南青山二丁目二番六―一一〇一号

Japan MDC, LLC

日本における代表者　満田　邦彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるレスリー・フォン及びチュア・コックレン・エルシーが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年二月二十日

東京都港区赤坂六丁目六番二八号

シンガポール・プレス・ホールディングス・オーバーシーズ・リミテッド

日本における代表者

チュア・コックレン・エルシー

（連絡先　東京都千代田区丸の内二丁目二番二号丸の内三井ビル　シティユーワ法律事務所）

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である宮本哲也及び山澤昌寛が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年二月二十日

東京都港区西新橋一―二〇―九ＴＳＲビル三Ｆ

MIYAMOTO MATHEMATICS,INC.

日本における代表者　宮本　哲也

日本における代表者　山澤　昌寛

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である江頭香里が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年二月二十日

沖縄県中頭郡北谷町浜川一一五ビバリーヒルズⅡ　三Ｂ号室

ダスネット・ミッドイースト・インク

日本における代表者　江頭　香里

限定承認公告

本籍茨城県久慈郡大子町大字左貫一六九七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　藤田　新一

右被相続人は平成二十九年十一月八日死亡し、その相続人は平成三十年二月六日水戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十日

茨城県久慈郡大子町左貫一六九七

限定承認者　藤田　真嗣

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成三十年二月一日付官報の号外第二十二号八十九頁に掲載されています。

平成三十年二月二十日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

八千代ロジスティック特定目的会社

取締役　中島　毅

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成三十年二月一日付官報の号外第二十二号八十八頁に掲載されています。

平成三十年二月二十日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

八千代ロジスティック特定目的会社

取締役　中島　毅

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成三十年二月一日付官報の号外第二十二号八十八頁に掲載されています。

平成三十年二月二十日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

ライトイヤー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十九年九月二十八日付官報の号外第二一〇号一一八頁に掲載されています。

平成三十年二月二十日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

座間ロジスティック特定目的会社

取締役　中島　毅

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億円減少し一億七千八百三十三万三千四百八十三円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年五月二十三日

掲載頁　五十八頁（号外第一〇七号）

平成三十年二月二十日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階

Ｙｏｋｏｈａｍａ　Ａｌｐｈａ特定目的会社

取締役　五十嵐メルビン

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先出資九億七千八百三十三万三千四百八十三口を一億七千八百三十三万三千四百八十三口に消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成三十年三月二十二日までに当社にご提出下さい。

平成三十年二月二十日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階

Ｙｏｋｏｈａｍａ　Ａｌｐｈａ特定目的会社

取締役　五十嵐メルビン

正　誤

平成二十九年十月十一日法務省告示第四百六十五号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

二ページ二段終りから二行目から一行目までを削除する。

◉号外　二月二十日付第三四号一二九ページ
九年十二月九日付（第一九八ページ●同日付政府調達第三二号二四ページ●二十五回）衆会追録㈠四ページ●同月十五日付同㈡三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）